	印2年度東京農業大字 公的研究	. <b>實</b> 个止防止計画 Ver.7 R2.4.1
	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任体系の明確化	公的研究費適正管理委員会の取組 みの年間スケジュールを策定した が、日程調整が不十分だったため、 予定通りに実施できないので、短期 間に資料等の作成が必要となり、効 果的な施策検討が不十分となって いる。	新たな事務体制、大学行事・会議等の日程を踏まえ、計画的な施策が実行できるスケジュール作成し、公的研究費の管理・監査に関する規程に基づき効率的な施策の実施を図る。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	公的研究費の管理・監査に係る各種手引き、マニュアル類等が研究者にとって分かりやすくまとめられていないとルールの効果的な周知ができない。	公的研究費の管理・監査に係る各種手引きやマニュアル類の更なる充実を図ると共に、研究者にとって分かりやすい提供方法を継続的に検討を図る。また、同時にシステム化を検討すると共に業務の簡素化・効率化に努める。
関係者の意識向上	徹底できない。	教職員を対象に開催する「コンプライアンス説明会」において、『研究倫理』と『研究費の適正使用』について説明を行い、会場にて誓約書を記入・提出を求めることで、誓約書の提出率向上を図る。更に教職員ポータルの文書管理にコンプライアンス説明会資料を閲覧可能とし、適正執行に関する意識向上に努めている。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の周知		
不正防止計画の定期的な見直しと周知	不正防止計画の見直しを定期的に 実施しても周知が不十分だと、不正 防止策が停滞してしまう。	アンケート等の結果を踏まえ、毎年の不正防止計画の見直しを行い、農大独自の不正防止計画の作成と周知を図る。また、アンケート結果に基づき改善が必要と思われる点について対応を検討する。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
物品・役務の発注業務について	発注体制について、研究者の理解と協力が得られないと、不正防止対策としての効果が半減してしまう。	全学で外部資金の事務発注体制を開始したが、 外部資金を獲得していない研究者にも理解を得 て、制度として定着化するよう、きめ細かい説明・ 周知を図る。 モニタリングの際に発注簿作成状況の確認を行 い、事務局より年に数回、発注簿提出の発信を 行うことで、提出状況の改善に努める。
		『任意発注時における支出財源の特定』と『事務部門における遅滞ない把握』の実施を『発注簿』制度で管理を行う。 本学の実状にあった現実的な実施体制を検討・構築し、無理のない形で定着化を図る。
5. 情報発信・共有化の推進		
ホームページの充実	公的研究費の不正防止に関する取り組みをホームページに掲載しているが、定期的に内容の見直しが行われないと、実態と乖離した計画となってしまい、成果がでない。	コンプライアンス説明会のアンケート結果等を参考にして、周知が必要な事項を明確にしたホームページの充実を図り、モニタリングの実施結果を一部開示する。
6. モニタリングの在り方		
モニタリング体制の整備	モニタリングの実施を周知が不足しており、モニタリング項目別の適切なモニタリング数を把握していないので、モニタリングによる牽制効果を得られない。	モニタリングの実施を周知、および適切なモニタリング数を確認して実施することで、不正防止に対する牽制機能の充実を図る。また、内部監査室が同行することで、法人部門の目線を取り入れたモニタリングとなり、牽制効果の向上を図る。
	公的研究費適正管理委員会のモニタリングだけでは大学全体として十分なモニタリングを実施できていない。	内部監査室等の関連部署と連携して、効果的な モニタリング実施体制を整備する。また、内部監 査の指摘事項を管理所管にも周知し、大学全体 として制度の適正運用に努める。